

平成22年度第11回庁議 会議録

[日 時] 平成23年2月1日(火) 午前9時～午前9時40分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※経済部は、総括次長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 第五次新居浜市長期総合計画基本計画について (企画部)

(2) 組織機構改革(案)について (企画部)

(3) 市税の歳入見込みについて (総務部)

3 連絡事項

(1) 平成23年度施政方針(案)について (企画部)

1 市長あいさつ

今日から2月ということで、今年度もあとわずかです。今月は、議会が開催されますが、各部局の対応、重要事業、懸案事項の今年度の総括と今年度中に行っておかなければならないことをきちんとしながら、新年度への準備もよろしく願います。

2 議 事

(1) 第五次新居浜市長期総合計画基本計画について (企画部)

市長 議事に入る。第五次新居浜市長期総合計画基本構想については、12月議会において議決をいただいた。それを踏まえて、本日は、基本計画について、庁議決定を行いたいと思う。企画部から説明をお願いします。

<企画部長>

第五次長期総合計画基本計画について説明する。

基本計画については、基本構想で示した将来都市像、施策の体系を実現するための基本的施策を体系的に示すものであるが、12月市議会において基本構想とともに、計画案として各議員へ配布等を行い、その中でいただいたご意見と、新年度予算内示を踏まえ、各部局において見直しをしていただいた。

変更点については配布資料「第五次新居浜市長期総合計画の変更点(12月議会以後)」を御覧

頂きたい。28項目の変更を行うこととしている。この内、議会のご意見等による変更は2項目となっている。

1項目目は、番号18、フィールド5 教育文化になるが、基本計画74ページ「取組方針2」と75ページ「主な取組内容」の市民文化センターの改築について「改築計画の策定」から「実現化方策等を検討」に変更している。

2項目目は、番号21、フィールド6 自立協働になるが、基本計画83ページの「主な取組内容」について、「管理放棄住宅」が増加しており、今後、問題の顕在化が予測されることから「管理放棄住宅の対策」を追加した。

また、新年度予算を踏まえた変更は、番号9、フィールド4 健康福祉になるが、基本計画56ページの「活動指標と計画値」について、相談支援センター設置数を平成23年度から増設することから、計画値の変更を行っている。

その他の変更点は、全体の確認を行う中で、指標の数値変更や、わかりやすい表現等へ変更したものであり、計画の内容等を大きく変える変更は行っていない。

本日、基本計画の決定をいただければ、今後は、表紙の作成や巻末に掲載を予定している「計画の策定過程」などを作成し、3月中旬には、4月号市政だよりに折り込みを予定している概要版とともに、製本を完成させたいと考えている。

市長 付け加えると、18番の芸術文化の振興「実現化方策を検討します」というのは、駅前の総合文化施設との関係で、文化センター大ホールは、改修し、使いながら次の計画を策定するという基本的な考え方は変わっていないが、より実現できるような方法を具体的に取組んでほしいという要望を踏まえて、表現としては、「実現化方策を検討します」ということにしている。

管理放棄住宅については、廃屋、空屋等の対策であるが、管理ができていない、放棄されている住宅ということの位置づけをして、経済対策の緊急雇用で、まず実態調査を行うが、これから対策をとっていかなければならないということからの変更である。

後は、皆さんで微修正を行ったということである。

何か質問等あるか。

それでは、以上のような修正を行って、第五次長期総合計画基本計画の決定をする。

また、この計画は、平成23年度からスタートする。これまでも計画の策定段階で職員の皆さんには関わっていただいているが、主に自分の関係するところだと思う。そういう意味では、新年度の前に、管理職員を対象に研修を行って、この基本計画をしっかりと認識してほしいということで、予定として3月22日に研修を行うことで既に調整をしている。今後の10年間の大きな指針であるので、もう一度皆さんと一緒に認識をしてスタートをしたいということである。この研修についても、研修の講師については、各フィールドの担当部長にお願いをしているのでしっかりとよろしく願います。

もう一点、ミッション宣言について、今も各部、課、係まで宣言していただいているが、今申し上げたが、平成23年度から第五次長期総合計画がスタートするというので、もう一度ミッション宣言を見直し、目指す都市像である「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向けて、ミッション宣言を再度行う。基本計画ができ、研修も行い、ミッション宣言を新年度にあたり行うということで、第五次長期総合計画をスタートしたいと思う。提出時期等については、後日改めて指示する。係までの宣言であるから、必ずその係の中でよく議論をして行うようお願いする。

(2) 組織機構改革(案)について

(企画部)

市長 次の議題に移る。「組織機構改革(案)について」企画部から説明をお願いする。

<企画部長>

この件については、昨年11月12日開催の行政改革推進委員会において、主に事務分掌条例に関わる組織機構の改革案を決定した。12月議会においては、新居浜市事務分掌条例の改正の議決をいただいている。

今回は、「係」(事務分掌規則にかかるもの)について、変更を決定し、これにより、平成23年4月の組織体制の全体を決定したい。

組織機構については、社会経済情勢の変化により、新たな行政課題や多様化する市民要望に即応した行政組織になるよう、見直しを実施し、活力ある組織作りに取り組んでまいりました。

変更内容については、組織新旧対照表で説明する。

まず、企画部である。「駅周辺整備室」及び「駅周辺整備係」については、総合文化施設の平成26年度開館に向け、駅周辺整備室の事務を総合文化施設に関する事務に特化するため、名称を「総合文化施設準備室」及び「施設建設係」とする。これによる課・係数に変更はない。

次に総務部である。契約課の「工事検査係」を「工事検査班」と改め、工事の発注担当と検査担当を分離し、工事の技術管理、施工管理及び検査業務を行う。また、防災安全課を市民部に移管する。これにより、9課23係体制が8課1班19係体制となる。

次に福祉部である。福祉課を地域福祉事業と障がい者福祉事業を担当する「地域福祉課」と生活保護事業を担当する「生活福祉課」に2分し、地域福祉課には、「地域福祉係、障がい福祉係」を生活福祉課には「援護第一係、援護第二係」を設置する。また、保健センターに「精神保健係」を新設し、心の問題をフォローする体制を整える。これにより、7課27係体制が8課29係体制となる。

次に市民部である。総務部から所管換えとなった防災安全課については、併せて係名を「危機管理係、生活安全係、交通安全係」から「危機管理係、防災情報係、安全対策係」と、市民にわかりやすい名称に変更する。生涯学習センターについては、教育委員会に所管換えをする。これにより、6課14係体制が7課16係体制となる。

次に建設部である。現在、用地課で行っている国土調査事業を都市計画課で所管することに伴い、都市計画課に「国土調査係」を新設する。従って、現在、用地課の国土調査係は廃止する。また、区画整理課においては、区画整理事業の総仕上げとともに新居浜駅周辺整備を分掌することから、市民に分かりやすい名称とするため、区画整理課の係名を「事業係、建設係、換地係、補償係」から「管理係、施設整備係、換地係、補償係」とする。これによる課・係数に変更はない。

次に教育委員会事務局である。体育文化課については、「スポーツ文化課」に課名を変更することにより、係名を「体育振興係、芸術文化係、埋蔵文化財係」から「スポーツ振興係、芸術文化係、埋蔵文化財係」に変更する。また、市民部から生涯学習センターが社会教育課に所管換えとなる。これにより、6課14係体制が6課15係体制となる。

次に、水道局である。「総務料金課」を「総務課」に課名変更する。これによる課・係数に変更はない。

以上の変更により、平成23年度においては、現在の11部70課(67課3室)209係体制が11部71課(68課3室)1班210係体制となる。この体制で、第五次長期総合計画を着実に実行していきたいので、よろしく願います。

市長 以上が組織改革(案)であるが、質問等あるか。

建設部長 現在、建設部用地課と土地開発公社でそれぞれ用地第一係、用地第二係と2係があるが、これが一体化されるので、1係の増を要望する。土地開発公社のバイパス関係と建設部の道路関係については、お互い協力しながら進める部分はあるが、建設部としては、係として分けておいた方が事務を進めやすいと考えている。

市長 建設部と土地開発公社を含めて協議し、調整をするように願います。この部分を除き、あとの組織体制については、このとおりとするのでよろしく願います。

(3) 市税の歳入見込みについて

(総務部)

市長 次の議題に移る。「市税の歳入見込みについて」総務部から説明をお願いします。

<総務部長>

総務部から、市税の歳入見通しについて説明する。

平成22年度は、アメリカに端を発した世界的な金融危機等、景気の急激な後退を受け、円高、デフレが続いていたが、海外の需要の増加等を受け、住友関連会社等一部企業で業績が回復し、法人市民税の税収が増加している。このため、調定額ベースで200億5千万円、収入額ベースでは189億円を見込んでおり、平成21年度決算額と比較して、調定額で3億7千万円、収入額で3億1千万円の増収となる見込みとなっている。

次に、平成23年度の税収見込みであるが、景気の下振れ懸念、株式・為替市場の変動など、景気の先行きが不透明なことから、個人及び法人市民税が、平成22年度より落ち込むものと懸念している。このようなことから、調定額で193億円、収入額で181億円を見込んでおり、今年度決算見込み額と比較しても、調定額で7億5千万円、収入額で8億円の減収となる見込みである。

税目毎に現年度課税分について、平成22年度、23年度の調定額ベースでの見込みの概要を説明する。

まず、個人市民税である。平成22年度は、税制面では、住宅借入金等特別税額控除の拡充や要支援、要介護度1～3の要介護者の障害者控除認定の取扱が開始され、また、給与所得は平成20年9月のリーマンブラザースの破綻による世界同時不況の影響を受け、調定見込額は21年度決算調定額に対し、7.6%減の54億4,700万円になると見込んでいる。平成23年度は、税制面での大きな改正として、23歳から69歳までの成年扶養控除の見直しや、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限設定等があるが、それらの控除見直しが適用されるのは平成25年度課税からであるから、平成23年度の税収に大きな影響を及ぼすような改正はない。一方所得については、世界同時不況による景気後退により、引き続き、給与所得や営業所得の減少が見込まれ、所得推計にあたり、平成22年の春闘・人事院勧告・各経済研究所の賞与等の統計資料・各種経済指標を加味した結果、個人住民税は22年度調定見込額の3.7%減の52億4,300万円を見込んでいる。

次に、法人市民税である。平成22年度は、デフレ・円高が続く中、景気が緩やかに持ち直しつつあり、新興国の需要増加等に支えられ、21年度決算調定額の41%増の22億4千万円を見込んでいる。平成23年度の見通しとしては、消費が低迷し、雇用環境の厳しさが続く中、業種によってばらつきがあるものの、緩やかに持ち直しつつあるが、一部で業況感や収益状況にかげりがみられるほか、デフレ・円高などの影響が懸念されることから、法人市民税額の調定見込額としては、22年度決算調定見込額の25%減の16億8千万円と見込んでいる。

法人市民税については、もう少し詳細に説明する。法人市民税、特に法人税割額については、景気動向、企業業績により大きく変動し、税収を大きく左右するものとなっている。まず、住友3社の法人税割調定額については、平成22年度実績では大幅な増額であったが、来年度の税収見込み調査の回答においては、税額は減少との回答があった。さらに、その他の主要企業において同様の調査を行ったところ、経済情勢の足踏み感がみられ、今年度より調定額が減少する傾向であることから、見込数値として3割減で算定している。このようなことから、平成23年度の法人市民税税割額の調定見込みは、13億4千万円となり、やや厳しい見込みとなっている。

次に、軽自動車税は、平成22年度は、引き続き税率の高い軽四乗用車がわずかに増加する見込みのため、21年度決算調定額の1.9%増の2億6,300万円、また、平成23年度についても、平成22年度決算調定見込額の0.35%増の2億6,400万円を見込んでいる。

次に、たばこ税は、平成22年度の税制改正で10月から旧3級品以外のたばこが、1000本あたり3,298円を4,618円、旧3級品のたばこが、1000本あたり1,564円を2,190円と、それぞれ大幅な増税が実施された。それに伴い、販売価格ベースでは一本当たり5円以上の値上りとなり、過去の改正では販売価格で一本1円の値上げに留まっていたため、今回の増税による消費本数の減少予測は難しい状況であるが、公共施設や公共交通機関での一層の禁煙推進や喫煙者数の減少など、健康志向の高まりを受け、消費本数がさらに減少すると予想され、増税による増収分よりも、消費本数減による減額分の方が、結果として大きくなり、減収になるものと思

われる。また、国の方針として「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある」と平成22年度税制改正大綱に明記されているように、税収増よりも消費本数の抑制に重きをおいた改正であった。このようなことから、たばこ税については、平成22年度は買いため等の影響で平成21年度決算額の1.4%増の7億8,600万円を見込んでいる。平成23年度は、消費本数の減少から税収額は減少するものと考え、調定見込額は、平成22年度決算調定見込額の5.1%減の7億4,600万円を見込んでいる。

次に、入湯税は、市内に1社のため、平成22年度見込み37万円、平成23年度見込みは、38万円としている。

次に、固定資産税について説明する。平成23年度税制改正(案)において大幅な見直しはなく、平成23年度調定見込額は、総額で92億700万円を、歳入見込額は90億3,200万円を見込んでいる。まず、土地について、地価は平成4年以降連続して下落しており、平成22年度地価公示の全用途評価変動率はマイナス3.8%と下落幅は拡大している。平成22年度決算調定見込額から2.37%減の32億6,500万円と見込んでいる。家屋については、評価替え年度でないため在来分家屋に変動はなく、平成22年中の新增築、滅失家屋の調査の結果、22年度決算調定見込額から4.39%増の32億3,800万円と見込んでいる。償却資産については、住友関連企業等への調査の結果、平成22年度決算調定見込額から1.7%減の27億300万円と見込んでいる。

次に、都市計画税の平成23年度調定見込額は、総額で10億4,700万円を、歳入見込額は、10億2,700万円を見込んでいる。固定資産税と同様の試算の結果、平成22年度決算調定見込額から、土地については、2.23%減の5億7,300万円と見込み、家屋については、3.67%増の4億7,400万円と見込んでいる。

最後に、徴収率設定について説明する。平成22年度については、昨今の個人所得の減少等から現年課税分の個人市民税や固定資産税が共に0.1%強減少する見込みである。また、滞納繰越分の徴収率が2.2%減少する見込みであることから市税全体の徴収率は、昨年度比で0.2%減の94.23%に設定している。平成23年度については、平成22年度決算見込みを基準に税目ごとに予測した徴収率から算出しているが、個人、法人市民税の調定額が減少することなどを考慮し、93.8%と見込んでいる。

収入額ベースでは、滞納繰り越し分を含め、平成22年度収入額は、法人市民税が6.6億円増の22億円に増えたことから、昨年度比1.7%増の189億円を見込んでいる。しかしながら平成23年度収入額は、法人市民税の調定額が17億円に留まる予測から、平成22年度収入見込額に比べ、4.2%減の181億円の見込みである。

市長 以上が、来年度の市税調定額と歳入額の見込みということであるが、今の説明のとおり、景気の停滞、経済の停滞で、働く人が高齢化で少なくなって、人口も減少していることから、当然、個人の市民税は減少し、景気が悪いと滞納も増えるという両方のマイナスが拡大していく。法人が今年度回復基調にあるということから、

法人市民税が調定額、見込み額よりは増えるということで、22年度については、決算も繰り越しをもてるような決算になっていく。ただ、国全体も、もう23年度は予算を組んでいるが、24年度以降は今のような予算を組めないであろうというのが、常識的な話となっているので、交付金とか交付税など全てにおいて本格的な財政再建を始めると必ず減ってくるのは見えている。そういう意味では、自前の市民税が必要となるが、企業立地、人材育成とか雇用などをしっかりやっけていかないと自立していけないということになるので、そういう考え方で取り組んでいく。また、今、長期総合計画も決め、やっけていかなければならないことがたくさんあるが、長期的にみれば、そういう局面に入ってくると思うので、よりシビアに事業選択をしていかなければならないと思っている。そういうことで、こういう状況であるということはよく皆さん方も認識しておいていただきたい。

あらかじめの議題は以上である。

3 連絡事項

(1) 平成23年度施政方針(案)について

(企画部)

市長 次に連絡事項に移る。「平成23年度施政方針(案)について」企画部から説明をお願いします。

企画部長 平成23年度施政方針(案)の修正についてのごお願いである。施政方針については、3月議会の冒頭において、新年度における市長の市政運営の基本理念、基本姿勢の外、平成23年度からスタートする第五次新居浜市長長期総合計画のまちづくりの目標ごとに重要施策、主な取組を申しあげることとしている。現時点での施政方針(案)については、予算要望時に提出していただいた各部局の予算編成方針をベースに、若干の修正を加え作成している。その内容について、確認していただき、2月4日(金)までに修正をお願いします。この庁議終了後、各部局長に施政方針(案)をメールで送信するので、変更履歴を残し、修正後、各部局取りまとめのうえ、担当者まで返信をお願いします。留意していただきたい点としては、各部局ごとでなく、まちづくりごと、フィールドごとで作成しているの、見落としのないようをお願いします。また、内示した平成23年度当初予算の内容と整合を図っていただき、数値や取組内容に誤りがないかも確認をお願いします。

市長 施政方針については、以上のように修正、確認をお願いします。私の方でも、「はじめに」と「おわりに」を含めて作っていく。

各部局、連絡事項等あるか。

なければ、これで第10回庁議を終了する。